【追加資料２】

事業区分４：技術基盤整備事業に係る要件、追加様式

1. 事業で行う基盤整備により、他の企業への波及効果が見込まれること

　事業計画に沿って基盤整備を行うことで、申請した企業・団体等のみならず他への波及効果（間接的効果）が見込まれることを「（様式３）事業計画書」で具体的に示す必要があります。

1. 経営革新等認定支援機関との連携による計画が策定されていること

　経営革新等認定支援機関と連携し、下記の要件を満たした実現性の高い事業計画が策定されている必要があります。追加様式１～３を作成し、希望調書に添付してください。

また、追加様式１の目標値は様式４の成果指標と整合させてください。

○経営指標の目標伸び率（次の２つの指標が表の基準を満たす計画を策定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画終了時 | 「付加価値」の伸び率 | 「経常利益」の伸び率 |
| ３年計画の場合 | ９％以上 | ３％以上 |
| ４年計画の場合 | １２％以上 | ４％以上 |
| ５年計画の場合 | １５％以上 | ５％以上 |

○経営指標の算出方法

①「付加価値額」の伸び率

　　　○付加価値額　＝　営業利益　＋　人件費　＋　減価償却費

②経常利益の伸び率

　　　○経常利益　＝　営業利益　－　営業外費用

　　　（※通常の会計原則とは異なり、営業外収益は含まない。）

1. 設備投資及び運転資金計画の確認

　追加様式２により、当事業を活用した設備投資計画、運転資金計画を提出すること。借入れにより自己負担を捻出する計画の場合は、金融機関と事前調整を行い、その調整状況を記載すること。

1. 取得財産等に関する留意事項
   1. 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳を備え管理し、財産を処分するまでの間、毎会計年度終了後90日以内に取得財産等の状況を報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなければなりません。
   2. 取得財産等は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならず、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）で定める法定耐用年数を経過する前に当該財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄することをいう）する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。
   3. 取得財産等の状況報告から、取得財産等による収益が得られたと認められる場合には、補助金額を上限として収益納付しなければなりません。

　○取得財産等による収益納付とは

取得財産等による売上のうち、必要経費を除いた利益の累計が、補助事業の自己負担額を超えた場合、当該財産取得に係る補助金額を限度にその利益を沖縄県に納付することを言います。

　　　※沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第15条第４項により、知事が認定の際に必要な条件を定め、補助事業者がその条件を履行したことが確認された場合、収益納付が免除されることがあります。

* 1. 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は県に納付しなければなりません（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です）。